I 公共用水域水質常時監視の概要

1 測定概要

河川・湖沼などの公共用水域の水質の保全を図るため、水質汚濁防止法第16条の規定により水質 測定計画を毎年策定し、これに基づき、長野県、国土交通省、水質汚濁防止法の政令市である長野市、 松本市及び独立行政法人水資源機構が水質測定を実施しています。

平成28年度は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている43河川及び13湖沼の99地点で水質測定を実施しました。

なお、湖沼のうち、大座法師池(長野市)は水草除去のため、みどり湖(塩尻市)は耐震工事のため、平成28年度は水質測定を行っていません。

2 測定地点概要

(1)河川

				担当機関別測定地点数**3							
水系(水域)名	河 川 数 (水域)名		水域数		整北 離中 備地 局方	整中	整 備 局	長野	長野	松本	計
	BOD 等	水生生物 保全項目	BOD 等	水生生物 保全項目	^畑 地 局方	局方	機構	早	市	往市	āΙ
信濃川水系	23	23	25	27	10			27	3	4	44
天竜川水系	10	10	12	9		10		8			18
諏訪湖水域	5	5	5	5				8			8
木曽川水系	3	3	2	3				6			6
矢 作 川 水 系	1	1	1	1				1			1
姫 川 水 系	1	1	2	1				2			2
富士川水系	1	1	1	1				1			1
計:7水系(水域)	43**1,2	43 ^{×1,2}	48	47	10	10	0	53	3	4	80

- ※1 天竜川は天竜川水系と諏訪湖水域のそれぞれで1河川とするが、合計では1河川とする。
- ※2 「阿智川(黒川を含む。)」は全体で河川名称であり、1河川と数える。
- ※3 担当機関別の測定地点数は、BOD 等及び水生生物保全項目の測定地点が重複する場合は、合わせて1地点と数える。

(2)湖沼

			担当機関別測定地点数							
水系(水域)名	湖沼数	水域数	整備局	整備局	機水資構源	長野県	長野市	松本市	計	
信濃川水系	8	7				8		1	9	
諏訪湖水域	3	3				5			5	
関 川 水 系	1	1				4			4	
木曽川水系	1	1			1				1	
計:4水系(水域)	13*1	12** 2	0	0	1	17	0	1	19	

- ※1 「猪名湖(松原湖) (長湖、大月湖を含む) (全域)」は1湖沼1水域で数える。
- ※2 複数湖沼を1水域としている場合(丸池(琵琶池を含む)(全域))は、1水域と数える。

3 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1)河川 ア BOD等

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
	信濃川上流(1)(千曲川) (南佐久郡の湯川合流点より上流)	AA	イ	国 S47.4.6 (環告第 7 号)
	信濃川上流(2)(千曲川) (南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで)	A	イ	IJ
	信濃川上流(3)(千曲川) (大屋橋から県境まで)	A	口	IJ
信	中津川上流 (穴藤ダムより上流)	AA	イ	国 S46.5.25 (閣議決定)
	犀川(1) (島々谷川合流点より上流)	AA	イ	県 S47.6.19 (県告第 378 号)
	犀川(2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	A	イ	IJ
	犀川(3) (奈良井川合流点より下流)	A	口]]
	依田川 (全域)	A	イ	県 S50.5.22 (県告第 281 号)
	奈良井川(1) (今村橋より上流)	A	イ	IJ
	奈良井川(2) (今村橋より下流)	A	口	IJ
	夜間瀬川 (全域)(角間川を含む。)	A	口	県 S52.12.19 (県告第 670 号)
	高瀬川(1) (農具川合流点より上流)	ΑA	イ	IJ
濃	高瀬川(2) (農具川合流点より下流)(農具川を含む。)	A	イ	IJ
	裾花川 (全域)	A	イ	県 S54.3.29 (県告第 264 号)
	神川 (全域)	A	イ	県 S55.10.9 (県告第 645 号)
	鳥居川 (全域)	A	イ	県 S57.9.30 (県告第 640 号)
	田川 (全域)	A	П	県 S59.2.6 (県告第 115 号)
	湯川 (全域)	A	イ	県 H6.1.24 (県告第 65 号)
	麻績川 (全域)	A	イ	IJ
	相木川 (全域)(南相木川を含む。)	ΑA	イ	県 H7.2.20 (県告第 128 号)
JII	樽川 (全域)	A	イ	IJ
)''	鎖川 (全域)	A	イ	IJ
	鹿曲川 (全域)	ΑA	ハ	県 H7.12.25 (県告第 951 号)
	浦野川 (全域)(産川を含む。)	A	ハ	IJ
	穂高川 (全域)	AA	ハ	県 H8.12.9 (県告第 864 号)

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
	天竜川 (1) (岡谷市と上伊那郡辰野町の境界から三峰川合流点まで)	В	П	国 S47.4.6 (環告第 7 号)
	天竜川(2) (三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで)	A	П	II
	天竜川 (3) (宮ヶ瀬橋から早木戸川合流点まで)	A	イ	II
天	天竜川(4) (早木戸川合流点から鹿島橋まで)	AA	イ	II
	小渋川 (全域)	AA	イ	県 S52.3.10 (県告第 130 号)
竜	松川(1) (妙琴橋より上流)	AA	イ	II
	松川(2) (妙琴橋より下流)	A	ハ	IJ
	三峰川(全域)	A	イ	県 H6.1.24 (県告第 65 号)
ЛП	和知野川 (全域)(売木川を含む。)	AA	イ	JI .
	阿智川(黒川を含む。) (全域)	AA	イ	県 H7.2.20(県告第 128 号) 県 H21.5.28(県告第 341 号)
	横川川 (全域)	AA	ハ	県 H7.12.25 (県告第 951 号)
	遠山川 (全域)(上村川を含む。)	AA	イ	県 H10.2.5 (県告第 60 号)
	上川 (全域)	A	イ	国 S46.5.25 (閣議決定)
諏	祗川 (全域)	A	イ	n .
諏訪湖水	横河川(全域)	A	イ	JI
域	天竜川 (釜口水門から岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで)	В	П	n.
	宮川 (全域)	A	ハ	県 S54.3.29 (県告第 264 号)
木曽	木曽川上流 (落合ダムより上流)	AA	イ	国 S45.9.1 (閣議決定)
曽川	王滝川 (全域)(西野川を含む。)	AA	イ	県 H10.2.5 (県告第 60 号)
矢 作 川	矢作川 (愛知県境より上流)	AA	イ	県 H8.12.9 (県告第 864 号)
姫	姫川 (1) (姫川第3ダムより上流)	A	イ	県 S51.4.22 (県告第 262 号)
JII	姫川(2) (姫川第3ダムから新潟県境まで)	ΑA	イ	IJ
富士川	富士川(1) (塩川合流点より上流) (釜無川)	AA	イ	国 S48.3.31 (環告第 21 号)

イ 水生生物保全項目(全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

水系	生生物保全項目(全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルコ トリータング 水 域	該当類型	達成期間	ボン酸次のでの塩/ 指定の種類 及び年月日
	信濃川(1) (長生橋より上流)	生物A	イ	国 H22.9.24 (環告第 46 号)
	中津川 (群馬県境から新潟県境まで)	生物A	イ	県 H24.4.5 (県告第 313 号)
	犀川(1) (島々谷川合流点より上流)	生物 特A	イ*	"
	犀川(2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	生物A	イ	11
	犀川(3) (奈良井川合流点から下流)	生物A	イ	II
	依田川 (全域)	生物A	イ	11
	奈良井川(1) (今村橋より上流)	生物 特A	イ	"
信	奈良井川 (2) (今村橋より下流)	生物A	イ	II
	夜間瀬川(全域) (角間川を含む。)	生物A	イ	II
	高瀬川(1) (農具川合流点より上流)	生物A	イ	"
	高瀬川(2) (農具川合流点より下流)	生物A	イ	II
	農具川(全域)	生物 特B	イ	II
	裾花川(全域)	生物 特A	イ	<i>II</i>
濃	神川 (全域)	生物A	イ	"
	鳥居川(全域)	生物A	イ	II
	田川(1) (水神橋より上流)	生物A	イ	II
	田川(2) (水神橋より下流)	生物B	イ	"
	湯川(全域)	生物 特A	イ	II
	麻績川(全域)	生物 特A	イ	11
ЛП	相木川(全域)	生物A	イ	11
	南相木川(全域)	生物 特A	イ	II
	樽川 (全域)	生物A	イ	11
	鎖川(全域)	生物A	イ	11
	鹿曲川(全域)	生物A	イ	11
	浦野川(全域)	生物A	イ	II
	産川(全域)	生物B	イ	JJ
	穂高川(全域)	生物A	イ	JJ

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
	天竜川上流 (鹿島橋より上流 (岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで))	生物A	イ	国 H21.11.30 (環告第 80 号)
天	小渋川(全域)	生物A	イ	県 H24.4.5 (県告第 313 号)
	松川 (全域)	生物A	イ	JJ
音	三峰川(船形沢合流点より下流を除く。)	生物 特A	イ	JJ
电	和知野川(全域) (売木川を含む。)	生物A	イ	II.
	阿智川(全域) (黒川を含む。)	生物A	イ	JJ
Л	横川川(全域)	生物 特A	イ	JJ
	遠山川(全域) (上村川を含む。)	生物A	イ	JJ
諏	上川(全域)	生物A	イ	県 H24.4.5 (県告第 313 号)
н-үх	砥川 (全域)	生物A	イ	II
訪	横河川(全域)	生物A	イ	IJ
湖	天竜川 (釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで)	生物B	イ	II
的	宮川 (全域)	生物A	イ	II
木	木曽川(1) (中濃大橋より上流(味噌川ダム貯水池を除く。))	生物A	イ	国 H21.11.30 (環告第 80 号)
曽	王滝川(濁川合流点からウグイ川合流点の間を除く。)	生物 特 A	イ	県 H24.4.5 (県告第 313 号)
JII	西野川(全域)	生物A	イ	JJ
矢作川	矢作川 (愛知県境より上流)	生物A	イ	県 H24.4.5 (県告第 313 号)
姫川	姫川 (新潟県境より上流)	生物A	イ	県 H24.4.5 (県告第 313 号)
富士川	富士川上流 (笛吹川合流点より上流)(釜無川)	生物A	イ	国 H21.11.30 (環告第 80 号)

[※] ただし、稲核ダムから島々谷川合流点までの区間は環境基準の全亜鉛の適用を除外する。

(2)湖沼 ア COD等

水系	水	域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
(諏 訪 湖 (全域)		A	ハ	国 S46.5.25 (閣議決定)
(諏訪湖水域)	白 樺 湖 (全域)		A	П	11
域	蓼 科 湖 (全域)		A	П	"
(千農川)	猪名湖(松原湖)(長湖、	大月湖を含む)(全域)	A	イ	県 S51.5.4 (県告第 280 号)
川川)	女 神 湖 (全域)		A	イ	11
	み ど り 湖 (全域)		A	イ	II
信濃川	美 鈴 湖 (全域)		A	イ	IJ
	青 木 湖 (全域)		ΑA	イ	IJ
(犀川)	中 綱 湖 (全域)		ΑA	ロ	IJ
	木 崎 湖 (全域)		ΑA	ロ	IJ
千信	丸 池 (琵琶池を含む) (金	全域)	A	П	IJ.
(千農川)	大座法師池 (全域)		А	イ	IJ
関川	野 尻 湖 (全域)		AA	ハ	IJ
木曽川	味噌川ダム貯水池(奥木曽湖)(全	全域)	A	イ	国 H21.3.31 (環告第 14 号)

イ 窒素・燐

水系	水		水	域	該当 類型	達成期間	指定の種類 及び年月日	備考	
天竜川(諏湖水域)	諏	訪	湖	(全域)	IV	ハ	県 S59.4.12 (県告第 350 号)		
信濃川	青	木	湖	(全域)	I	イ	県 S60.3.22 (県告第 250 号)		
川 (犀川)	中	綱	湖	(全域)	П	ハ	IJ	全窒素については	
Ü	木	崎	湖	(全域)	П	ハ	IJ	当分の間適用しない	
関川	野	尻	湖	(全域)	I	ハ	県 H1.4.10 (県告第 319 号)		
木曽川		川 <i>ダ</i> 木曽	、ム貯 湖)	水池 (全域)	П	イ	国 H21.3.31 (環告第 14 号)	全窒素の項目の基 準値を除く	

ウ 水生生物保全項目(全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

水系	,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		水 域	該当類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
(諏 訪	湖	(全域)	湖沼 生物 A	イ	県 H25.2.25 (県告第 72 号)
訪天 湖竜 水川	白 樺	湖	(全域)	湖沼 生物 A	イ	n,
域	蓼科	湖	(全域)	湖沼 生物 A	イ	JJ
千信	猪名	湖	(長湖及び大月湖を含む全域(松原湖))	湖沼 生物 A	イ	JJ
(千濃川)	女 神	湖	(全域)	湖沼 生物 A	イ	JJ
	みどり	湖	(全域)	湖沼 生物 B	イ	"
信濃川	美鈴	湖	(全域)	湖沼 生物 A	イ	"
	青木	湖	(全域)	湖沼 生物 A	イ	<i>II</i>
(犀川)	中 綱	湖	(全域)	湖沼 生物 A	イ	"
	木 崎	湖	(全域)	湖沼 生物 A	イ	JJ
(千信	丸	池	(琵琶池を含む) (全域)	湖沼 生物 A	イ	JJ
(千濃川)	大座法師	F池	(全域)	湖沼 生物 B	イ	JJ
	野 尻	湖	(1) (野尻湖(2)を除く。)	湖沼 生物 A	イ	II.
関川	野 尻 (亀石の	湖)標柱	(2) と金山の標柱を結んだ線の北西側)	湖沼 生物特B	イ	II.
木曽川	味噌川夕	ブム貯	水池(奥木曽湖)(全域)	湖沼 生物 A	イ	国 H21.11.30 (環告第 80 号)

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。 「イ」:直ちに達成 「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成 「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成

4 水域別採水地点等一覧

(注)緯度、経度は世界測地系を使用

		環境	基 準 点			(汪) 緯度	、性及は世外	測地糸を使用
水 域	整理番号	BOD 等	水生生物 保全項目	地点名	市町村	緯 度 (度、分秒)	経 度 (度、分秒)	地 点 統一番号
信濃川上流(1)*1	1	0	0	大芝橋	南牧村	36.0131	138.2922	20-008-01
信濃川上流(2)**1	2	0	0	臼田橋	佐久市	36.1140	138.2900	20-009-01
	3			生田	上田市	36.2214	138.1652	20-010-51
	4	0	0	千曲橋	千曲市	36.3156	138.0639	20-010-01
 信濃川上流(3) ^{※1}	5			屋島橋	長野市	36.3825	138.1527	20-010-53
	6	0	0	立ヶ花橋	中野市	36.4356	138.1831	20-010-02
	7	0	0	大関橋	飯山市	36.5333	138.2412	20-010-03
	8			市川橋	飯山市	36.5804	138.2708	20-010-55
+	9	0		除ヶ下橋	小海町	36.0503	138.2914	20-036-01
相木川	10		0	栃原橋	北相木村	36.0336	138.3050	20-036-02
南相木川	11		0	土岩2号橋	南相木村	36.0316	138.3043	20-036-03
湯川	12	0	0	高瀬橋	佐久市	36.1522	138.2546	20-032-01
鹿曲川	13	0	0	前田橋	東御市	36.1953	138.2051	20-040-01
H-m-III	14			立岩上の橋	長和町	36.1711	138.1537	20-014-51
依田川	15	0	0	依田橋	上田市	36.2102	138.1651	20-014-01
2	16			白山真田橋	上田市	36.2704	138.1941	20-029-51
神川	17	0	0	神川橋	上田市	36.2230	138.1635	20-029-01
(本冊 11)	18	0		対影橋	上田市	36.2415	138.1226	20-041-01
浦野川	19		0	八幡橋	上田市	36.2340	138.1153	20-041-02
産川	20		0	堀川橋	上田市	36.2352	138.1234	20-041-03
自足川	21			鳥居橋	信濃町	36.4714	138.1040	20-030-51
鳥居川	22	0	0	鳥居橋	長野市	36.4317	138.1753	20-030-01
左 胆瀬川	23			天川橋	山ノ内町	36.4357	138.2610	20-021-51
夜間瀬川	24	0	0	夜間瀬橋	山ノ内町	36.4531	138.2349	20-021-01
樽川	25	0	0	戸那子橋	飯山市	36.5240	138.2423	20-037-01
昆川(1)	26	0		島々谷川合流点上	松本市	36.1059	137.4713	20-011-01
犀川(1)	27		0	水殿ダム下	松本市	36.0917	137.4453	20-011-02
犀川(2)	28	0	0	倭橋	松本市	36.1328	137.5352	20-012-01
	29	0	0	田沢橋	安曇野市	36.1802	137.5603	20-013-01
犀川(3)	30	0	0	睦橋	生坂村	36.2417	137.5530	20-013-02
	31	0	0	小市橋	長野市	36.3714	138.0829	20-013-03
奈良井川(1)	32	0	0	太田橋	塩尻市	36.0635	137.5514	20-015-01
奈良井川(2)	33	0	0	島橋	松本市	36.1555	137.5640	20-016-01
鎖川	34	0	0	鎖川橋	松本市	36.1234	137.5627	20-038-01
⊞ 川 ^{※2}	35		0	水神橋	塩尻市	36.1014	137.5757	20-031-51
ш/п	36	0	0	新田川橋	松本市	36.1413	137.5718	20-031-01
穂高川	37	0	0	早春賦歌碑前	安曇野市	36.2043	137.5339	20-043-01
高瀬川(1)	38	0	0	鹿島川合流点上	大町市	36.3043	137.4844	20-022-01
高瀬川(2)	39	0	0	高瀬橋	安曇野市	36.2233	137.5237	20-023-01
	40		0	丹生子橋(市道)	大町市	36.2847	137.5203	20-023-02
麻績川	41	0	0	込路橋	生坂村	36.2720	137.5749	20-033-01
裾花川	42			参宮橋	長野市	36.4018	138.0447	20-024-51
7HTU7T	43	0	0	相生橋	長野市	36.3847	138.1046	20-024-01
天竜川	44	0	0	釜口水門	岡谷市	36.0313	138.0311	20-004-01
2 C-12/11	45	0	0	天白橋	岡谷市	36.0152	138.0112	20-004-02
天竜川(1)※3	46	0	0	新樋橋	辰野町	35.5755	137.5904	20-005-01
	47			中央橋	伊那市	35.5015	137.5744	20-005-51
天竜川(2)**3	48	0	0	吉瀬ダム上	駒ヶ根市	35.4212	137.5729	20-006-01
	49			宮ヶ瀬橋	松川村	35.3545	137.5547	20-007-51
	50			阿島橋	飯田市	35.3120	137.5214	20-007-52
天竜川(3)**3	51			天竜橋	飯田市	35.2744	137.4954	20-007-53
	52	0	0	つつじ橋	飯田市	35.2615	137.4913	20-007-01
	53			南宮橋	阿南町	35.2004	137.5011	20-007-54

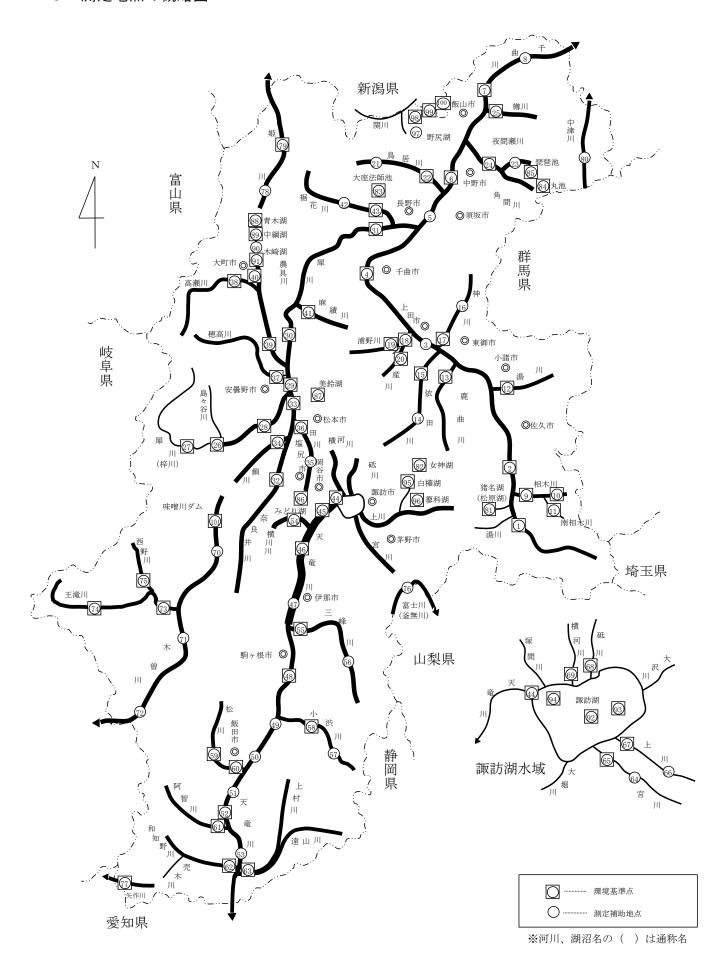
	≢⁄ IIII	環境	基 準 点			焙 ヰ	▽ 中	44 上
水 域	整理 番号	BOD 等	水生生物 保全項目	地 点 名	市町村	緯 度 (度、分秒)	経 度 (度、分秒)	地 点 統一番号
横川川	54	0	0	中央橋	辰野町	35.5856	137.5921	20-042-01
三峰川	55	\circ		竜東橋	伊那市	35.4933	137.5806	20-034-01
→	56			杉島橋	伊那市	35.4341	138.0518	20-034-51
小渋川	57			鹿塩川合流点上	大鹿村	35.3338	138.0214	20-018-51
/1/45 / i</td <td>58</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>小渋ダム</td> <td>中川村</td> <td>35.3629</td> <td>137.5902</td> <td>20-018-01</td>	58	0	0	小渋ダム	中川村	35.3629	137.5902	20-018-01
松川(1)	59	0	0	妙琴橋	飯田市	35.3130	137.4719	20-019-01
松川(2)	60	0	0	永代橋	飯田市	35.3025	137.5034	20-020-01
阿智川(黒川を含む)	61	0	0	万才大橋下	飯田市	35.2523	137.4844	20-039-01
和知野川	62	0	0	和知野川キャンプ場	天龍村	35.1822	137.5021	20-035-01
遠山川	63	0	0	折立橋	天龍村	35.1730	137.5221	20-045-01
- 中田	64			西茅野大橋	茅野市	35.5902	138.0911	20-025-51
宮川	65	0	0	宮川橋	諏訪市	36.0133	138.0622	20-025-01
1 111	66			矢ヶ崎橋	茅野市	35.5942	138.0953	20-001-51
上川	67	0	0	渋崎橋	諏訪市	36.0207	138.0614	20-001-01
砥川	68	0	0	鷹の橋	下諏訪町	36.0355	138.0436	20-002-01
横河川	69	0	0	よこかわ川橋	岡谷市	36.0428	138.0330	20-003-01
	70			新菅橋	木祖村	35.5516	137.4623	20-026-51
木曽川上流※4	71			小川橋	上松町	35.4642	137.4126	20-026-53
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	72			三根橋	南木曽町	35.3515	137.3539	20-026-54
	73	0		桑原	木曽町	35.4930	137.3802	20-046-01
王滝川	74		0	松原橋	王滝村	35.4755	137.3222	20-046-02
西野川	75		0	本社橋	木曽町	35.5100	137.3658	20-046-03
富士川(1)**5	76			武智川合流点上	富士見町	35.5301	138.1421	20-027-51
矢作川	77	0	0	桃田橋	根羽村	35.1530	137.3334	20-044-01
	78			天神宮橋	白馬村	36.4148	137.5220	20-017-51
姫川(1)	79	0	0	宮本橋	小谷村	36.4702	137.5454	20-017-01
中津川上流	80		0	切明	栄 村	36.4838	138.3712	20-028-51
猪名湖	81	0	0	流出部	小海町	36.0313	138.2735	20-504-01
女神湖	82	0	0	流出部	立科町	36.0813	138.1600	20-505-01
大座法師池※6	83	0	0	流出部	長野市	36.4212	138.0842	20-506-01
丸池	84	0	0	流出部	山ノ内町	36.4306	138.2904	20-507-01
琵琶池	85	0	0	流出部	山ノ内町	36.4336	138.2855	20-508-01
みどり湖 ^{※7}	86	0	0	流出部	塩尻市	36.0532	137.5943	20-509-01
美鈴湖	87	0	0	流出部	松本市	36.1539	138.0047	20-510-01
青木湖	88	0	0	流出部	大町市	36.3618	137.5044	20-511-01
中綱湖	89	0	0	流出部	大町市	36.3541	137.5036	20-512-01
	90			湖心	大町市	36.3333	137.5017	20-513-51
木崎湖	91	0	0	流出部	大町市	36.3237	137.5031	20-513-01
	92	0	0	湖心	74.4.14	36.0300	138.0510	20-501-01
諏訪湖	93	0	0	初島西	諏訪市	36.0258	138.0631	20-501-02
F 15H/4 H/4	94	0	0	塚間川沖 200m	岡谷市	36.0309	138.0345	20-501-02
白樺湖	95	0	0	流出部	茅野市	36.0606	138.1348	20-502-01
蓼科湖	96	0	0	流出部	茅野市	36.0258	138.1519	20-503-01
≫.1 1 10/1	97)		水穴	信濃町	36.4920	138.1335	20-503-61
	98	0	0	弁天島西	信濃町	36.4958	138.1247	20-514-01
野尻湖	99	0	0	湖心	信濃町	36.4930	138.1315	20-514-01
	100		0	金山	信濃町	36.4955	138.1335	20-514-02
味噌川ダム貯水池		0	0	貯水池内基準地点	木祖村	35.5849	137.4613	20-515-01
				〈域名であり、表中※				

⁽注) この表に記載してある水域名は BOD 等に係る水域名であり、表中※1~5の水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定に係る水域名称は以下のとおり。

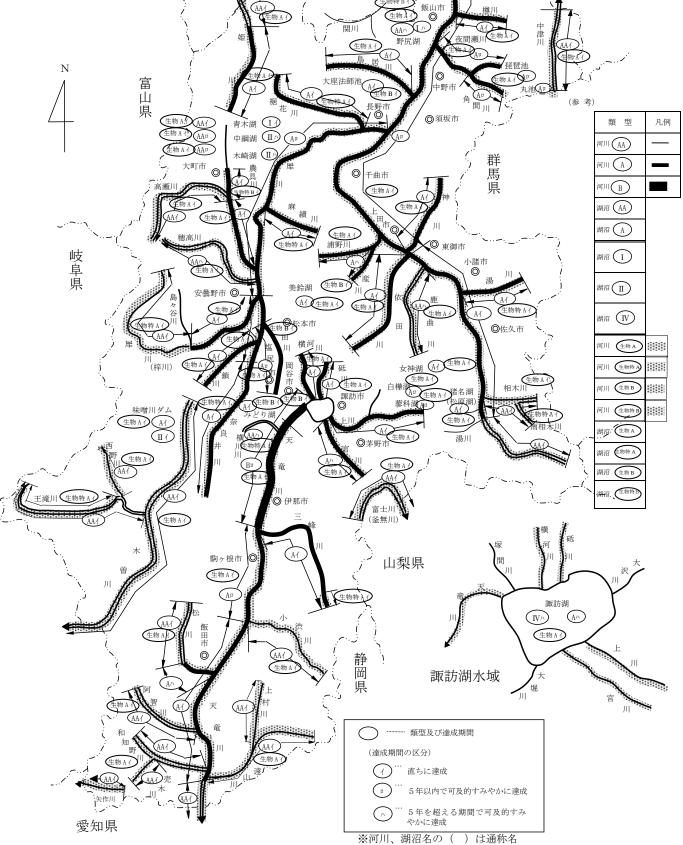
※1 「信濃川(1)」
※2 「田川(1)」(環境基準点:水神橋)、「田川(2)」(環境基準点:新田川橋)

※6 水草駆除により欠測 ※7 耐震工事により欠測

5 測定地点の概略図



6 主要河川・湖沼水質環境基準類型指定の概略図 新潟県 Ν 富山県 (参 考) ◎須坂市 青木湖 10 中綱湖 110 類 型 凡例 可川 (AA) 生物 A (AAp) 木崎湖 (II) 群馬県 可川 (A) 湖沼(AA) 胡沼 (A) 岐阜県 湖沼 【I 小諸市 美鈴湖 生物 B 湖沼(Ⅱ) A1 生物 A 1 湖沼 (IV) ◎佐久市 川 (梓川) 味噌川ダム E物 A (A(湖沼 生物B ◎ 伊那市 富士川 (釜無川) 山梨県 生物Aイ (IV/) A^{\wedge} 生物A小 静岡県 諏訪湖水域 ----- 類型及び達成期間



測定項目、環境基準値、報告下限値及び測定方法

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正 平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号)

		28 日		- 成 28 年 3 月 30 日
	<u>測定項目</u>	環境基準値	報告下限値	測 定 方 法
	カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS*1K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3又は 38.1.2及び38.5
	鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102⊅54
	六価クロム	0.05 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の65.2 ^{※4}
	砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示*2付表1
	アルキル水銀※3	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表 2
	РСВ	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表 3
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
健	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	シスー1,2ージクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
康	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
項	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示付表 4
目	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示付表5の第1又は第2
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示付表5の第1又は第2
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	_
	硝酸性窒素	_	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
	亜硝酸性窒素	_	0.02 mg/L	JIS K0102∅43.1
	ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1若しくは34.4又は34.1c)(注(*) 第三文を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグ ラフ法で妨害となる物質が共存しない場合に あっては、これを省略することができる。)及 び告示付表 6
	ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4
	1,4ージオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示付表 7
	1 基準値け年間平均値とする	ス ただし 今シアンに	係ろ其準値について	ては 長点値しまる

備

考

¹ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

³ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオ ンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

[※] 1

[※] 2

日本工業規格。(以下の表同じ。) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号。(以下の表同じ。) アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。 ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に 定める操作を行うものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正 平成 28 年 3 月 30 日環境省告示第 37 号)

	測 定 項 目	環境基準値	報告下	限値	測定方法
	рН				JIS K0102Ø12.1
	BOD		0.5	mg/L	JIS K0102の21
	COD	(別表 2 - 1	0.5	mg/L	JIS K0102⊅17
	SS	又は2-3)	1	mg/L	告示付表 9
生	DO		0.5	mg/L	JIS K0102Ø32
古環	大腸菌群数		0 MPN/	100mL	告示に掲げる最確数による定量法
生活環境項目	全窒素	(別表 2 - 4)	0.05	mg/L	JIS K0102の45.2、45.3又は45.4
項	全燐	(加致 2 4)	0.003	mg/L	JIS K0102 Ø 46.3
	全亜鉛		0.001	mg/L	JIS K0102の53又は告示付表10
	ノニルフェノール	(別表 2 - 2	0.00006	mg/L	告示付表11
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	又は2-5)	0.0006	mg/L	告示付表12

(別表2-1) 河川(湖沼を除く。):BOD等

(別表2-1) 河川 (例名を除く。) : BUD寺							
項目			基	準	值		該
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	50MPN /100mL 以下	
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN /100mL 以下	別に水域類
В	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以 下	25mg/L 以 下	5 mg/L 以 上	5,000MPN /100mL 以下	に水域類型ごとに指定する水域
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以 下	50mg/L 以 下	5 mg/L 以 上	_	指定す
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以 下	100mg/L 以 下	2 mg/L 以 上	_	る水域
Е	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以 上	_	
/4+	測定方法	JIS K0102 の 12.1 に定める方法又 はガラス電極を 用いる水電質自動 監視測にと同程 度の計測結果の 得られる方法	JIS K0102 の 21 に定める方法	告示付表9に定める方法	JIS K0102 の 32 に 定める方法又は 隔膜電極を用い る水質自動監視 測定装に配とり これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	最確数による 定量法	

- 備考
 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

 試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・・のように連続した 4 段階(試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最独数を最確数表を用いて買いする。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大名数が大腸菌群陽性となる上また見い書を発植したまたのの全部かるアは大名数が大腸菌群陽性となるときに変更にを発して用いる。 る数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。
- (注) 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2. 水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 3. 水 産
 - # 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 # 3級:コイ、フナ等、βー中腐水性水域の水産生物用 4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - - " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5. 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(別表2-2)河川(湖沼を除く。):

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目			基 準 値		該	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	当水域	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ごと	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	とに指定する水域	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	9る水域	
測 定 方 法 場がる方法 当IS K0102の53に 告示付表 11 に定める方法 告示付表 12 に 掲げる方法						
備考1 基準	値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに建	準ずる。)				

(別表 2 − 3) 湖沼:C O D 等 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4.日間以上である人工湖)

	₹2−3)湖沿:UUD寺	(大然湖沿及び町/	く重か 1,000 万m°J	み上じめり、かつ、	水の滞留時间か4	+ 日间以上じめる人	(上湖)
項目			基	準	值		該
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (p H)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以 下	1 mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	50MPN /100mL 以下	別に水
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以 下	5 mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN /100mL 以 下	域類型ごと!
В	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以 下	15mg/L 以 下	5 mg/L 以 上	_	に水域類型ごとに指定する水域
С	工業用水2級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以 下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以 上	_	水域
供土	測 定 方 法	JIS K0102 の 12.1 にでは 方にでは 大電で 大電で 大電が 大電が で は り で り で り で り で は た で は た で は た で は り で り に り た り に り た り り り り り り り り り り り り	JIS K0102 の 17 に定める方法	告示付表9に 定める方法	JIS K0102の32 に定める方電では 下のでは には には には に に に に に に に に に に に に に に	最確数による 定量法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

 - 2. 水 道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの " 2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3. 水 産 1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 - 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 IJ

 - 4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの ッ 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

(別表2-4)湖沼:全窓表 全憐

(別衣と一年) 別冶・王至糸、王牌					
項目		基準	善 値	該	
類型	利用目的の適応性	全窒素	全 燐	当 水 域	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に	
П	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域	
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	坐ごとに	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	指定す	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	る水域	
litir de	測 定 方 法	JIS K0102の45.2、 45.3、45.4又は45.6 に定める方法	JIS K0102 の 46.3 に 定める方法		

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2. 水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特別などは、臭気物質の除去が可能な特別などは、
 - 殊な浄水操作を行うものをいう。)
 - 3. 水 産 1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - " 2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - " 3種:コイ、フナ等の水産生物用
 - 4. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(別表2-5)湖沼:全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(別教と 0) 協力・主亜頭、ノールフェノ ル、直頭ノルイル・フェフスルボン酸次のでの塩							
項目	項目		基 準 値		該		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	当水域		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域		
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ごとに		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	に指定する水域		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	っる水域		
	測 定 方 法	JIS K0102 の 53 に 定める方法	告示付表 11 に定め る方法	告示付表 12 に 掲げる方法			

(別表2-6)湖沼:底層溶存酸素量

()] 教 2						
項目		基準値	該			
類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	底層溶存酸素量	当水域			
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域又は再 生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	別に大			
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 を除き、水生生物が生息できる場を保全・再 生する水域又は再生段階において貧酸素耐性 の低い水生生物を除き、水生生物が再生産で きる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	に水域類型ごとに指定する水域			
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	だする水域			
	測 定 方 法	JIS K102 の 32 に定める方法又は告示付表 13 に掲げる方法				

備考

- 1 基準値は日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(3)要監視項目等

・人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知 最終改正平成21年11月30日環水大水発第091130004号、環水大土発第091130005号)

, ,	測 定 項 目	指針値	報告下限値	測 定 方 法
	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	pージクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1*1付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
人	EPN	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
の健	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
康項	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
自	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン(CNP)	_	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
	ニッケル	_	0.001 mg/L	JIS K0102の59.3又は通知1付表4若しくは付表5
	モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102の68.2又は通知1付表4若しくは付表5
	アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知2*2付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表1
	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004 mg/L	通知2付表2
	全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5
	ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表4の第1又は第2

※1 通知1:「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の選定方法及び要監視項目の測定方法について」

(平成 5 年 4 月 28 日環水規第 121 号、平成 11 年 3 月 12 日環水企第 89 号・環水管第 69 号・環水企第 79 号一部改定)

※2 通知2:「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」

(平成 16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

・水生生物の保全に関する要監視項目

(平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号 最終改正平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号)

	測 定 項 目	指 針 値	報告下限値	測定方法
	クロロホルム		0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
水	フェノール	(別表 3 - 1)	0.005 mg/L	通知3*3付表1
生生	ホルムアルデヒド		0.1 mg/L	通知3付表2
物項	4-t-オクチルフェノール		0.00007 mg/L	通知 4 **付表 1
É	アニリン		0.002 mg/L	通知4付表2
	2,4-ジクロロフェノール		0.0003 mg/L	通知4付表3

※3 通知3:「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」

(平成 15年 11月 5日環水企発第 031105001号・環水管発第 031105001号)

※4 通知4:「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

(平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号)

(別表3-1) 水生生物の保全に関する要監視項目指針値

項目	類型	指針値
	生物A	0.7 mg/L 以下
クロロホルム	生物特A	0.006 mg/L 以下
	生物B	3 mg/L以下
	生物特B	3 mg/L以下
	生物A	0.05 mg/L 以下
フェノール	生物特A	0.01 mg/L 以下
	生物B	0.08 mg/L 以下
	生物特B	0.01 mg/L 以下
	生物A	1 mg/L以下
ホルムアルデヒド	生物特A	1 mg/L以下
	生物B	1 mg/L以下
	生物特B	1 mg/L以下
	生物A	0.001 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	生物特A	0.0007 mg/L 以下
	生物B	0.004 mg/L 以下
	生物特B	0.003 mg/L 以下
	生物A	0.02 mg/L 以下
アニリン	生物特A	0.02 mg/L 以下
	生物B	0.02 mg/L 以下
	生物特B	0.02 mg/L 以下
	生物A	0.03 mg/L以下
2.4-ジクロロフェノール	生物特A	0.003 mg/L以下
	生物B	0.03 mg/L以下
	生物特B	0.02 mg/L 以下

(4) その他の項目(排水基準、水道水質基準等関連)

	測 定 項 目	基準値等	報告门	限値	測 定 方 法*
	n ーヘキサン抽出物質		0.5	mg/L	告示付表11
4+	フェノール類		0.005	mg/L	JIS K0102⊅28.1
特殊	銅	(排水基準関連)	0.01	mg/L	JIS K0102の52.2
項目	溶解性鉄	(排水基準)	0.01	mg/L	JIS M0202の4.a)の4.2)及びJIS K0102の57.2
H	溶解性マンガン		0.01	mg/L	JIS M0202の4.a)の4.2)及びJIS K0102の56.2
	クロム		0.02	mg/L	JIS K0102⊅65.1
	陰イオン界面活性剤	(水道水質基準関連)	0.04	mg/L	JIS K0102⊅30.1
	アンモニア性窒素		0.02	mg/L	JIS K0102の42.2又は42.5
	塩化物イオン		0.1	mg/L	JIS K0102Ø35
	濁度		0.1	度	上水試験方法(2011年版)のⅡ −3−3
そ	クロロフィルa		1.0	μ g/L	上水試験方法(2011年版)のIV-2-25
の	溶解性COD		0.5	mg/L	JIS K0102の3.2及び17
他項	溶解性窒素	(富栄養化関連)	0.05	mg/L	JIS K0102の3.2及び45.2,45.3又は45.4
Ē	りん酸態りん		0.003	mg/L	JIS K0102の46.1
	透明度		0.1	m	透明度板
	ふん便性大腸菌群数	(水浴場基準関連)	2 個/1	00mL	「水浴場水質判定基準」付表1の第1又は第2
	大腸菌数	(要測定指標調査関連)	1 個/1	00mL	H23.3.24環水大水発第110324001号通知別添 2
	プレチラクロール	(水産基準関連)	0.01	μ g/L	要調査項目等調査マニュアル(水質、底質、水 生生物)(平成12年12月環境庁)

[※] 環境基準等の定めのないこれらの項目の測定方法は、JIS、上水試験法、下水試験法等の中から適宜選択するものとする。